

米軍基地関係特別委員会記録 ＜第1号＞

平成20年第2回沖縄県議会（6月定例会閉会中）

平成20年8月12日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成20年8月12日 火曜日
開 会 午後3時7分
散 会 午後6時30分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 参考人からの意見聴取について
- 2 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故について）（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	君
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	山 内	末 子	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君

委員 玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原昭君
文化環境部環境企画統括監	友利弘一君
(参考人)	
ヘリパッドいらない住民の会共同代表	安次嶺現達君
ヘリパッドいらない住民の会共同代表	伊佐真次君
(補助者)	
ヘリパッドいらない住民の会	伊波義安君
ヘリパッドいらない住民の会	桜井国俊君
ヘリパッドいらない住民の会	阿部小涼さん
ヘリパッドいらない住民の会	石原理絵さん

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

参考人からの意見聴取についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成20年7月16日に開催した委員会での決定事項に基づき、陳情第88号高江区周辺域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回の決議を求める陳情に関し、今後の委員会審査の参考にするため、陳情者を参考人として招致し、説明を求めることになっております。

本日の参考人として、ヘリパッドいらない住民の会共同代表安次嶺現達氏及び伊佐真次氏に出席をお願いいたしております。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人から補助者の出席及び説明について申し出があり、協議の結果認めることで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から御説明をいただく前に、委員会の審査の進め方について、御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときには、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、安次嶺現達参考人及び伊佐真次参考人等から、陳情第88号高江区周辺域におけるヘリパッド建設中止と計画撤回の決議を求める陳情の提出に至る背景及び目的等について簡潔に御説明をお願いいたします。

○伊佐真次参考人 本日は参考人に呼んでいただき、米軍基地関係特別委員会委員の皆様、まことに感謝しております。まずは北部訓練場に隣接している私たち東村高江区が、北部訓練場とは一体どういったものか、どういう訓練を行っているかということで、この訓練場の映像をまずごらんになっていただき

いと思っています。前半は10年ほど前にNHKで放映されたものですが、後半のほうは去年7月私たちが座り込みを始めてからのものです。まずは映像をごらんになっていただきたいと思います。

(映像で進行)

○伊佐真次参考人 ごらんのとおり、県道沿いや住宅地近辺をあのようにして危険な訓練が行われている現状を皆様にわかっていただきたいということで、この映像を見てもらいました。

それではこの陳情に至った経緯を石原理絵さんから説明させたいと思います。

○石原理絵補助者 今ヤンバルの森で進められているヘリコプター着陸帯の建設計画について、これを中止、撤回するよう県議会で採択していただきたく、陳情書を提出いたしました。私たちの住む高江区は東村の北端にあり、今映像でごらんいただいたように米軍北部訓練場に隣接しています。現在でも多くのヘリコプターが夜間も無灯火で演習し、県道脇の木々の枝葉が引きちぎれるほど低く飛び、民家上空を旋回し、騒音と墜落の恐怖にさらされています。これまでもヘリコプターの墜落事故は起こっています。きょうお配りしました資料の地図をごらんいただきたいのですが、高江と書いてあるあたりが私たち高江住民約160人のほとんどが住んでいるところです。黄色く丸をしてあるところがこれからつくろうとされているところで、赤い白抜きになっているところが今既にあるヘリパッドです。15個あります。これだけのヘリパッドがあるにもかかわらず、高江の集落を取り囲むようになぜまだ6つもヘリパッドをつくらなければならないのか、高江区民は全く理解できません。私たちはただ静かに普通に生活することを望んでいます。政府はSACO合意、負担軽減と言いますが、返還後15カ所も残る既存のヘリパッドを利用せずに、なぜ新たにつくる必要があるのか、なぜ6カ所も高江集落に近いところに税金を使ってつくるのか、これは集落を仮想敵に見立てる訓練をも想定した基地機能強化ではないかと恐れています。沖縄防衛局による説明会がありましたが、全く納得できる内容ではありませんでした。鳥類その他の貴重動植物と生態系についての指摘はありましたが、高江で暮らす住民の社会環境は環境アセスメントの対象外ということで何のお話もありませんでした。飛行ルートや、どのような機種がどれほどの騒音を発生させるのか、訓練の規模や私たちの生活道路である県道をどのような車両がどの程度通るのかなど、いくら質問しても軍事機密ということで全く明らかにされませんでした。オスプレイの配備は、アメリカ側の資料や

報道では既に既定路線であるかのように言われていますが、それについての具体的な説明も全くありません。住民はだれひとり納得できません。沖縄防衛局の説明は、北部訓練場の過半が返還されるのですから負担の軽減になる、飛行ルートについては配慮を申し入れるなどの文言を繰り返すばかりです。しかし、例えば今現在でも住宅の上空を飛ぶ、夜間訓練もある、縦断、火器類を平気で県民の水がめであるダムに投げ捨てるなどの行為を日常的に経験している住民にしてみれば、沖縄防衛局の説明には全く信頼できる根拠がありません。外国の軍隊が視察し、訓練の共同使用も想定されているとの報道もありました。このまま高江区が訓練場のただ中に取り残されていくような恐怖があります。住民は生活を続けていけない状態になるのではないかと危惧しております。ヤンバルという土地になぜヘリパッドをつくるのか。自然の美しい森、県民の6割の生活用水を賄うダムがあり、自然を求めて若い人たちがヤンバルを訪れています。世界自然遺産への登録の可能性があるほどの豊かな森林地帯であるヤンバルの自然を守ることは、県の推進している課題でもあり、私たちの願いは県の利害と一致していると確信しております。高江ではこれまでもう2度も反対決議を上げてきました。それにもかかわらず建設案を一方向的に押しつけられ、工事が強行されていることに憤りを感じます。やむにやまれず座り込みによる阻止行動に入った2007年7月から1年以上が経過いたしました。座り込みで抗議と阻止をしながら、なぜ反対してるのか多くの人に理解してもらおう努力を続けてきました。高江区民、東村民だけでなく、県や国の内外からもヘリパッドはいらないという声が上がってきています。現場では新たに今年度に入って3カ所2地区の工事も始まりました。私たちの座り込みも過酷な状況が続いております。この問題をぜひ県議会で取り上げていただき、県民の総意として反対決議を行ってほしいとの願いから陳情に至りました。

○伊佐真次参考人 環境アセスメントや環境問題などの専門分野はお二人に説明をお願いします。

○桜井国俊補助者 私の専門は環境学でございますが、とりわけ環境アセスメントを専門にしております。日本には環境アセスメントを専門に研究している研究者、行政関係者等を中心に環境アセスメント学会というのがございますが、私はその学会員であり評議員をしております。そういう立場から東村高江の場合は、いわゆる自主アセスメントが行われたと、環境に配慮しながら基地をつくらうとしているんだと説明されているわけですが、環境アセスメントの専門家としてはこの説明は全く納得がいかないということで、意見を述べさせ

ていただこうと思います。

日本には環境アセスメント法というのがございますが、ヘリパッドは環境アセスメント法の対象とはなりません。また国の環境アセスメント法よりも小規模の事業を対象とする沖縄県の環境影響評価条例がございますが、この条例の対象にもなりません。県の説明ではヘリパッドはヘリポートではない。格納庫があるかないかということで、格納庫がないのでこれは県の条例の対象にもならない。これが県の説明でございます。しかし当時の那覇防衛施設局はヤンバルの豊かな自然の保全のためには、法的に要求されていないけれども、自主的に県の環境影響評価条例にのっとってアセスメントを実施したというのが那覇防衛施設局、現沖縄防衛局の言い分でございます。これは大変結構なお考えでして、そのとおりにやっていただきたいと。しかし手続的に見ますと本当のアセスメントとは言えないということが、何点か基本的なところを御説明申し上げたいと思います。ここに書きましたのは環境アセスメント法によるもの、あるいは県の環境影響評価条例によるものの手続の流れでございます。書類的には3つの書類をつくることになっております。環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書でございますが、この環境影響評価方法書につきましては那覇防衛施設局は継続環境調査検討書というのを2002年2月に出しております。そして環境影響評価準備書に当たる環境影響評価図書案につきましては2006年2月に出しております。そして環境影響評価書に当たる環境影響評価図書につきましては2006年12月に出しております。この3つの書類を、環境影響評価法あるいは環境影響評価条例に基づいて出しているかには見えるのですが、ここで重要な点は、環境影響評価方法書というのは記載すべき事項が法律や条例で決まっているということなんです。那覇防衛施設局が行った自主アセスメントの環境影響評価方法書に当たるものに、記載すべき事項がきちんと記載されているかどうか。記載すべき事項の中で極めて重要なものは、対象とする事業の目的と内容でございます。環境影響評価法の説明等を読みますと、対象事業の内容というもので書くべきことは、その事業の種類、規模、実施されるべき区域、その他事業の基本的緒言、この事業を行ったならば環境にどんな影響が生ずるのかということが推計できるようなパラメーターが載っていないければ、作業にならないわけですね。ところがこの自主アセスメントと呼ばれる北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設に係る継続環境調査、この検討書というのが自主アセスメントの環境影響評価方法書に当たります。右側に目次が書いてありますが、この目次のどこを見ても事業内容を説明する項目が見当たりません。何とヘリパッドの位置も大きさも示されていないのです。環境影響評価方法書というのは事業の概要が書かれていて、この事業をやったならばどうい

影響が出るのかということが、その事業概要に基づいて評価できなければならぬわけですが、ヘリパッドの位置も大きさも書かれていないというのがこの自主アセスメントの環境影響評価方法書です。これはどういうことかと申しますと、県環境影響評価条例に基づいてアセスメントをやるというのが那覇防衛施設局の建前だったわけですが、県の環境影響評価条例第25条では、環境影響評価方法書に記載された事業内容を変更しようとするときは、改めて環境影響評価方法書に立ち戻らなければならないと決めています。これは県環境影響評価条例だけでなく、環境影響評価法も同じ形になっています。つまり後出しじゃんけんはだめだということです。環境影響評価方法書で書かれていなかったものを後で出すのは後出しじゃんけんですから、それでは環境影響評価にならないということで、後出しじゃんけんを許さないというのが環境影響評価法並びに沖縄県環境影響評価条例の考え方です。平成14年6月に公表されましたこの環境影響評価方法書では、今ごらんいただきましたように環境影響評価方法書としての要件を満たしていない、事業内容、事業の目的、内容を書いていない、もっと具体的に言えばヘリパッドの位置、規模も全く示されていないのです。ではいつ出されたかということとその次の環境影響評価準備書に当たる文書、環境影響評価図書案で初めてヘリパッド6カ所が示され、また歩行ルートが描かれたんですね。つまりこれは後出しじゃんけんでございます。ですから自主アセスメント、環境影響評価条例に基づいて行ったのだというからには、もう一度環境影響評価方法書に戻らなければならない。なぜ戻らなくてはいけないかということ、関係者の意見を聞くためなんです。県には環境影響評価審査会があって、この審査会はこのいわゆる自主アセスメントのいわゆる方法書について意見を述べていますが、そのときには何もわからないで意見を述べざるを得なかったわけです。ここで後出しでようやくわかったわけですから、これはもう一度環境影響評価方法書に戻って環境影響評価審査会や住民の意見を求めなければならないにもかかわらず、そういう機会はなかったわけです。これは全く名護市辺野古における環境影響評価と同じでございます。今ごらんいただいておりますのは現在進められております名護市辺野古V字型ヘリ基地の環境影響評価方法書です。ここでどういう飛行機を飛ばすのか。たった1行でございます。米軍回転翼機及び短距離で離発着できる航空機ということで、オスプレイなんてことは一言も書かれておりません。これではどんな飛行機がどんなルートで、どんな時間帯に飛ぶのか、例えば騒音の問題をとってみますと、そういうことが明らかでなくては予測は不可能でございます。事業内容ということでは、3つの事を明らかにしなければならないということを経験的に書いておきましたが、施設の建設に先立って行う調査の内容、それか

ら建設工事の内容、そして3番目、ここが大事でございますが、建設後施設は使うわけですね。米軍が使う。施設の共用、運用、これがどうなのかということで、そこで環境影響評価が出てくるわけですが、この東村高江のヘリパッド建設の際の、那覇防衛施設局が出しました環境影響評価図書のどこを見ましても、建設後ヘリパッドをどう使うのか、利用するヘリコプターの種類、機数、飛行ルート、サバイバル訓練の内容、ダム、湖上訓練の内容などについては一切記述されておりません。ですからこれは自主アセスメントと言われておりますが、これは環境アセスメントの専門家の立場からは断じて環境アセスメントではないと言わざるを得ないわけです。このことにつきまして那覇防衛施設局が何と言っていたかということなんですが、運用については米軍が決めることで日本側は関知していないということなんですね。事業者である那覇防衛施設局は施設はつくるが、それがどう使われるかは知らない、みずから認めておられるわけです。これはオスプレイ隠しと言われても仕方がないんだろうと思うんですね。また運用に関しては日本側はわからないということであれば、日本政府が建設して米軍に提供するいわゆる軍事基地の環境アセスメントは原理的にはあり得ない。つまりどう使うのかは米軍任せということでは、これは環境アセスメントにはならないということになると思います。そういうことから私はこの東村高江のヘリパッドの、いわゆる自主アセスメントというものは環境アセスメントではないということを意見表明させていただきました。それからオスプレイにつきましては、先ほどビデオがございましたが大変危険な墜落の可能性の高いものでございますが、ですから日本側には拒否反応があるだろうということで、日本政府がオスプレイ配備を隠し続けているというのも事実ではないかと思われまます。いずれにしましても、東村高江のヘリパッド建設で行われた自主アセスメントと呼ばれるものは環境アセスメントではないと断定してよいと思いますが、この東村高江ヘリパッドがどんな環境上の諸問題をもたらすのか、次に説明させていただきたいと思ひます。

この後に伊波義安補助者が説明されますが、東村高江のあるヤンバルは大変すばらしい自然でございます。そこの中の貴重種と呼ばれるものが大変たくさんあるわけですが、その移植と呼ばれているものが決してそうたやすくはできないということを述べさせていただきたいということが1点と、あと1つ、あそこで枯れ葉剤の問題、ペイント弾の問題がある、このことを指摘させていただきたいと思ひます。今ごらんいただいているのは沖縄市泡瀬での、大変貴重な海草の移植手植えの実験でございますが、手植え実験は右のように成功しておりません。なぜ成功しないかというと、貴重種というのはそこにしかある意味適地がない、だから貴重種なわけですね。どこにでも移植ができるようであ

ればどどんはびこって行って、どこにでも見当たる種になるというのが普通の考え方です。ですから貴重種の移植というのは原理的に非常に難しい。成功しないとは言いませんが、非常に成功の確率が低いものです。ですから移植できるという考え方は基本的にとらないほうが良いと思います。それから北部訓練場で枯れ葉剤の問題が出てまいりましたが、これにつきまして県は、新川ダムや福地ダムの水にダイオキシンが検出されないということをもってよしとしているわけですが、環境の専門家としてどうしても言っておかなければならないのは、水に検出されたらもうおしまいだということです。水よりも泥、泥よりも生物、特に高等生物、カエルやカメに異常が見られるということ、しかも高率で見られるということが、ヤンバルの自然を観察されている方々が発言されている。これは大変注目すべき発言で、ぜひともきちんと調べるべきだ。水から検出されたのでは遅すぎる。生物の異常にこそ注目すべきだと思います。それからペイント弾の問題があります。この問題につきましては、我々の水がめでございますので、私も那覇市民として大変気になります。翁長那覇市長は、米軍の北部訓練場にある東村の福地ダムなどで、こういう形でわけのわからない、我々の水がめ、飲料水が汚染される可能性が常態的に存在するということが極めて問題であると。これは那覇市民の健康を守る立場からは当然の発言だと私は思います。今ごらんいただいているスライドは福地ダムでございますが、我々にとりましては水資源の量も問題ですが、ペイント弾等の質も問題です。さらにもっとさかのぼって言えば、水源地域に軍事基地があること自体極めて異常なことであると。水がめをターゲットにしたテロリストであれば、まず第一に狙うべきは水がめ、ダムでございます。そのダムで軍事訓練が行われるということ自体、非常に異常だと。すべての米兵が異常でないということは極めて楽観的な見通しではないかと、私は個人的に思います。最後にごらんいただいている地図が、今東村高江に新たにつくられようとしているヘリパッドでございますが、N-4地区、これは既存のものを大幅に拡大してオスプレイの着陸が可能になるのではないかと、そのための工事ではないかと思われておりますが、この周辺でジャングル訓練が行われると思いますが、それは福地ダムの上流でございます。またH地区、G地区というのは非常に固有種が豊富な地域で、後で伊波先生からその点についてもお話があると思います。まとめさせていただきます。東村高江のいわゆる自主アセスメントと呼ばれているものは、事業内容の明示がないという意味で、環境アセスメントの要件を備えておりませんので、那覇防衛施設局は自主的に環境アセスメントを行ったと、これが免罪符になっているかのような感じがありますが、断じて環境アセスメントではないということです。それから東村高江のヘリパッドがつくられ運用されてい

った場合には、東村高江の人々の暮らしに与える影響、ヤンバルの貴重な自然に与える影響、そしてヤンバルや東村高江の人々だけではなく、本島南部に住んでいる我々は水がめを利用している、その水源隣接地域に軍事基地があることへの健康影響も極めて重要ですが、そのことについての議論は自主アセスメントを行ったという議論の中ではなかったということ指摘しておきたいと思えます。

○伊波義安補助者 続きまして、ヘリパッド予定地の自然がいかに豊かなのかということをお話を五、六分でお話ししたいと思います。

私は琉球諸島を世界自然遺産にする連絡協議会の世話人をやっています伊波といいます。琉球諸島を世界自然遺産にというお話をしていますのは、2003年に日本の中で世界自然遺産にするところを国が候補地を挙げようということで検討委員会をつくったんです。この中で出てきたのが19カ所ありました。さらに絞られて琉球諸島、小笠原諸島、知床の3カ所が挙がりました。この3つの中で断トツに自然度が高く、学術的価値が高いのは琉球諸島でした。ただその後2005年にこの3つの中から知床が世界自然遺産になり、小笠原諸島が去年暫定リストに載って世界自然遺産にやがてなろうとしています、琉球諸島はその声すらかかっていません。世界自然遺産の特に中核をなすところがヤンバルです。ヤンバルの森はもちろん木がいっぱいありますが、日本全体の面積からするとヤンバルの森はほんの0.1パーセントしかありません。ただヤンバルは雨が多い。約3000ミリメートルくらい降ります。沖縄だと全体では平均で2000ミリメートル、本土だと1500ミリメートルくらい。倍くらいヤンバルの森は雨が降るんですね。暖かい、だから生き物にとっては天国です。だから単位面積当たりの動物は本土の51倍の種類の動物がすんでいます。植物は45倍以上、多様性に富んでいます。それからもう一つは固有種が非常に多い。ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネなどいっぱい固有種がいます。このようにヤンバルの森は自然が非常に豊かです。ここにヘリパッドができるということで、実は科学者がこのヤンバルの森を研究のフィールドにしたいと思っている人がいっぱいいます。のどから手が出るほどヤンバルの自然を調べたいという人がいっぱいいて、ここにヘリパッドができるのかということで、琉球大学の先生7名と広島大学の先生1名の8名で、琉球列島動植物分布調査チームというのをつくって、1999年に調査をしました。調査をしましたらどういった結果が出たかということ、ここに幾つか書いてありますが、ヤンバルの森も自然が非常に豊かだが、その中でもヘリパッド予定地は最も自然が残されている地域、戦後、木は一度切られましたが、手つかずの自然が残っているところだ

と。そして自然度が非常に高く、生態系がヤンバルで唯一海岸から山までその豊かな生態系が続いているところです。たくさんの貴重な生物がすんでいて、生物学的には非常に重要な地域ですから、沖縄の私たちだけじゃないです、人類が守るべき世界的な財産ですよ、ヘリパッド予定地は。予定地からは22種の固有種が見つかり、126種の絶滅危惧種、貴重種が見つかって、全体では短期間の調査ですが1313種の動植物が見つかっています。新種も4種見つかっている。もっと調べるとまだいっぱいたくさん出てくるだろうと、そういう豊かなところなので、実は国際自然保護連合が、世界自然保護大会が2000年と2004年に持たれました。その中で日米両政府に、ノグチゲラやヤンバルクイナ、ジュゴンの保護区域を設定しなさい、保全行動をしなさいということを出しているんですね。2度もそういうことを出されたことはありません。このように、ヤンバルの自然が守られているかどうかというのは世界が注目しているんです。ヘリパッドが来ると、恐らくこれはどうなってくるかということ、ここの生態系が壊滅的な打撃を受けます。ヤンバルクイナとか、1998年に発見されたヤンバルオオコウモリなんていう新種は、音や鳴き声で連絡するんです。こういうところにヘリコプターやオスプレイなんか来ると音が発信できないから、こういう貴重な動物は絶滅するであろうと言われていています。次に環境影響評価図書という、これは当時の那覇防衛施設局が調べたものですが、ここにもヘリパッド予定地がいかにも自然が豊かなのかというのが出ています。23種の固有種、固有亜種、177種の絶滅危惧種、4000種を超える野生生物が記録されていると書いてあります。そして北部訓練場の北側が返還されるわけですが、北側の返還される予定地について、林野庁の九州森林管理局は、実はこの返還地についてどう取り扱うかというのを話し合っています。1997年に第1回目が話し合われて、今年の3月に第7回の検討委員会を持っています。この中でどういうことが言われているかということ、その検討委員会を持つに当たって九州森林管理局はその返還地の調査をしたと。なぜ返還地のことを言うかということ、ヘリパッド予定地はこれよりもさらに自然が豊かですよということを考えてもらいたい。返還地について九州森林管理局が環境調査をした結果、そこはイタジイとオキナワウラジロガシが中心です。もう日本ではイタジイやオキナワウラジロガシがまとまってあるところはありません。地球上でないんです。だからこれは国宝級の山ですよ、ぜひ北部訓練場の北側返還地を含めて、今ヘリパッドがつくられるところまで私たちは守っていかなければ、世界の人たちが注目していますので、沖縄の人たちの次の世代に受け継ぐためにもぜひヘリパッドのことについて論議なさって、ここにヘリパッドをつくらせないで次の世代に豊かな自然を受け継いでもらいたい。最後になりますが、私は常々言っているので

すが、私たちが次の世代に受け継いでいく人類の宝は何かというと自然と平和だと思います。特に沖縄の自然は世界にほかに類を見ない豊かな自然です。だから世界自然遺産になるんです。この緯度のところは地球上の大陸で見るとちょうど気流が下降するところです。だからリビア砂漠やサハラ砂漠などの乾燥地帯です。琉球諸島だけが唯一自然が豊かなんですよ。この中でも特にヤンバルが豊かなんです。だからそういう意味ではヤンバルを守って、次の世代に受け継いでいくのが私たちの務めではないかと思しますので、皆さんぜひこれを検討してもらいたい。あとは資料としてはヤンバルクイナとかリュウキュウヤマガメというのが調べられてありますよということで書いてあります。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 参考人等の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** その前に、この前私が当局との質疑の中で、水のやりとり問題で、阻止行動のせいで水やりができずに移植した貴重な種の生育状況がよくないという趣旨の発言があったようで、まずこれに対して皆さんの見解をお聞きしたいと思います。

○**伊佐真次参考人** この水やりの件ですが、私たちが座り込みを始めたのは7月2日からでして、既に座り込みの前から貴重種の移植作業は行われていたようで、私たちが知ったのはもう7月に入ってからでした。そしてやはり私たちはどうしてもここにヘリパッドをつくらせないという強い気持ちで座って、作業員の皆さんに理解してもらって、なるべく自然を守ろう、ここに基地はいらないよと働きかけ、作業をやめてもらおうということで座っていますが、水やりの件に関しては既に移植してありましたので、これを私たちが座り込みで阻止してせっかくの貴重種を枯らすことは私たちも同罪になってしまいますので、そういうことは避けようということで業者とも話し合って、水やりだけは通しましょう、だけどそれ以上のヘリパッドにかかわる作業でしたら入れませんよ、ということで業者と話し合いをしながら水やりをやっています。その証拠のビデオももしよろしければあるのですが、見ていただきたいと思いますがどうですか。

○渡嘉敷喜代子委員長 いかがですか。今参考人から水やりについて阻止はなかったということについて、映像を見せたいということですが。

(各委員が映像を見ることを了解したため、委員長が許可して伊佐参考人がビデオを放映することになった。)

○伊佐真次参考人 当初、お互いなるべくトラブルのないようにということで業者とうまく話し合っていたのですが、見ていただければわかるのですが、友好的にやっています。何度かやっているうちに業者がほかの作業員と一緒に紛れ込ませて入ってこようとしたのです。ですからこれは住民側とあなた方との約束が違うでしょうということで、それからは実際とめてはいますが、本当に守っていれば水やりは継続的にさせていたということです。7月の暑いさなかですから本当は毎日水やりに来ないといけないはずなのに、その後は彼らのほうから来なくなってしまったというのが実際です。(映像が流れる)これはH地区のほうから業者が水をやって出てきたところです。出入り口が2カ所あります。

○前田政明委員 さっき世界自然遺産登録の話もありましたが、1996年に琉球大学の先生方も含めていろいろ調査されて、この地域は地球的に見てもかけがえのない場所だと言われていますが、この地域のヘリパッドがつくられるそれぞれの地点の貴重種やヤンバルの森の特性などについて御説明いただけますか。

○伊波義安補助者 先ほども話しましたが、ヤンバルは世界でもほかに類を見ない自然が豊かなところです。この中でもヘリパッド予定地はヤンバルでは唯一自然が手つかずで残された部分ですよということを、大学の先生方の調査のときも言われています。那覇防衛施設局も調査したのが環境影響評価図書の中ですが、それを使って御説明します。

皆さんの手元の資料の15ページです。G地区、H地区がとりわけ自然がほとんど手つかずの形で残されたところだと言われていますが、リュウキュウヤマガメの調査結果がそこに書いてありますが、その下がヤンバルクイナの鳴き声等をもとにして調べた結果です。ヤンバルクイナについては今年5月、ヘリパッド移設予定地で営巣しているのが新聞に出ていましたよね。それから次の16ページにノグチゲラの調査結果が出ています。赤いところがリュウキュウヤマ

ガメが観察された場所です。こっちは沢が割とありますから、沢があるというのはこういうカメなどがたくさんいるわけですね。ヤンバルのもう一つの特徴は、イタジイもあるのですが沢が無数にあるというのが特徴です。雨が多いものですから。赤いのがリュウキュウヤマガメの成体です。青いのが子供、それから黄色いのは死体が見つけれられた調査結果が出ています。これは那覇防衛施設局（当時）の調査です。ヤンバルクイナ、これは鳴き声を使って調べたものです。

○桜井国俊補助者 ヤンバルクイナの鳴き声が聞こえたところがこのように青い点でなっています。ここにもありますが、あるいはこのあたりにもありますが、これはこちらに書いてあるとおり鳴き声が聞こえた点でございます。それから次がノグチゲラでございますが、ノグチゲラについても鳴き声で、ここに青い点がございます。ここに青い点が集中してあります。あるいはここにも、こちらにも青い点がみられ、鳴き声が聞こえたという形で、このG地区、H地区はノグチゲラ、ヤンバルクイナ、そしてリュウキュウヤマガメが非常に観察されるところとして、那覇防衛施設局（当時）の調査結果で報告されております。

○前田政明委員 我が共産党の赤嶺政賢衆議院議員が国会で質問しているのですが、ノグチゲラについて沖縄本島北部の比較的広いこの地域でどのくらい生息しているのかと。約500羽。それからヤンバルクイナについては約1000羽という、国際的に見ても貴重な場所だと、政府の参考人の方も答えているのですが、私たち林道も視察してきたのですが、県議選挙が終わってすぐ行きましたら、林道との関係で皆伐と言いますかほとんど伐採されて、ノグチゲラの営巣木やイタジイの巣のところも現場視察をしてきましたが、この地域がこれまで60年近く自然のままに残されているという面では、極めて貴重なかけがえのないところだという認識は、国際的なものとして認知されているのでしょうか。

○伊波義安補助者 先ほどノグチゲラやヤンバルクイナの話が出ましたが、ノグチゲラは一時期は500羽だろうと言われていたのです。そして400羽は北部訓練場内にいるだろう、100羽はそれ以外のところにいるだろうという調査結果が報告されたんですよ。だけど最近の新しいデータで見ると、もう400羽に減っているのではないかという資料も出てますね。皆さん御存じのように、ノグチゲラというのは地球上でヤンバルからいなくなったら地球上からいなくなるんです。だから国指定の天然記念物というだけではなくてノグチゲラは特別天

然記念物です。それから最近話題になっているヤンバルクイナは、1981年に公にされたわけですが、そのときは1800羽から2000羽くらいいるだろうと言われたんです。20数年たつうちにもう半分以下に減っているんです。とりわけ生息環境が非常に破壊されてきている、だからどんどん少なくなっているんですね。いずれもこれはヤンバルだけにしかない生き物なんです。ヤンバルテナガコガネとかこういうのがいっぱいいるんですよと。そういうのをぜひ守ってもらいたいというのが世界の学者の声なんです。私はアメリカの生物多様性研究所のピーター・ガルビンさんを2004年6月にヤンバルへ案内しました。案内しましたら、彼はコスタリカもよく行っていると言っていました。私も行きましたが、コスタリカよりもヤンバルのほうが自然は豊かですよ。コスタリカはエコツーリズムのメッカです。そこよりももっとヤンバルは自然が豊かですよと彼は言っていました。私もそうだと思います。私たち沖縄の人が自分の足元の自然の豊かさを知らないんです。そういう意味では世界的にはヤンバルの自然はぜひ守らなくてはいけないということで、IUCN－国際自然保護連合が2回の世界大会で保護しなさいと決議したんです。世界自然遺産に登録するために最終的にはIUCNが調査して、これは世界自然遺産に匹敵するものだなと言ってお墨つきが出たときに初めて世界自然遺産になるんです。IUCN世界自然保護会議の中で、ぜひノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ジュゴンの保護区域を設けて保全措置をとってくださいというのは、世界規模でその価値があるんですよということを言われているんですね。そういうことです。

○前田政明委員 琉球列島の世界自然遺産登録との関係でよく言われている琉球列島の位置について、地球的に見ても極めてまれな状況ということについて、少し説明を追加していただけますか。

○伊波義安補助者 琉球列島、沖縄が世界自然遺産候補になったのはどうしてなのかというと、大きく分けると2つくらいあります。1つは、沖縄の地史が、実は琉球列島が特異なでき方をしている。かつて中国大陸とつながっていた。かつてというとどれくらいかというと、150万年くらい前まではつながっていた。100万年くらい前に地殻変動を起こしてアジア大陸から離れて小さな島々になっているわけですね。100万年もたっていますから、この100万年の間にそれぞれの生き物が独特の進化を遂げてきたんです。進化を遂げるときに、琉球列島というのは先ほどもお話ししましたが中緯度乾燥地帯といって、ここは気流がちょうど下がる場所です。気流が下がるというのは雨が降らないんです。その緯度のところは地球儀で見ると中緯度乾燥地帯で雨が降らないんです。皆

さん御存じのリビア砂漠、サハラ砂漠は非常に自然が貧しいんです。琉球列島だけは奇跡的に自然が豊か。なぜかというところと雨が深い。それから地史から見ると固有の生き物が生き残っている。それから温暖である。そのおかげで琉球列島だけはたくさんの生き物がすんで固有種が多い。これは奇跡に等しいんです。世界の学者は、琉球列島の自然はこれだけ豊かなのは奇跡に等しいから、ここを世界自然遺産に残そうじゃないかということで世界自然遺産候補地になっているんですね。そういうことです。

○前田政明委員 今回東村高江を囲む形でのヘリパッドの基地が建設されると、そういう極めて貴重な動植物の生存状況が破壊されると考えていいのですか。

○伊波義安補助者 今前田委員がおっしゃるように、確かにそうなんです。例えば約75メートルくらいのヘリパッド地帯も含めて、直径75メートルくらいの範囲で木が切られていくわけですが、そうするとその部分だけじゃなくその周辺にいた貴重な生物は大きな影響を受けます。それから進入路が6キロメートルある。海から入ってきて進入路を通過してヘリパッドのところに行くんですね。進入路というのは木を切るんです。イタジイ林がまとまってあるところの木を切るとどうなるかというところ、特に台風時は塩水を含んだ風がもろに入ってきて木を枯らす、乾燥が進む、木が枯れていきます。それから赤土が流されます。それから木が切られると沢が枯れていきます。沢が枯れていくと、いろいろな貴重な両生類などがすめなくなるんですね。そういうことで、進入路やヘリパッドが6つもつくられると、人類の宝と言われているその自然は壊滅的な打撃を受けることは、私だけの考えじゃなくて琉球大学や広島大学の先生方が調査した結果もそう出されています。

○前田政明委員 さっきリュウキュウヤマガメが非常に少なくなっていると。さっきありました、米兵がサバイバル訓練で食糧も与えられない中で捕獲して食べているとかいう話を聞くのですが、このヘリパッド建設予定地で極めて貴重な動植物が生息している。これは地球的に見ても極めてまれな、価値あるものだ。それをちゃんと残そうと思えば世界自然遺産登録の前提として、環境が保全されている、環境が管理されていなければいけないという面で、2つの条件と、危惧として琉球列島が世界自然遺産に登録されなかった理由がありますよね。そのところをお願いします。

○伊波義安補助者 先ほど話ししましたが、2003年に実は環境省と林野庁が合同で世界自然遺産候補地に関する検討会というのをつくったんです。なぜ2003年につくったかというのと、1993年に世界自然遺産として登録されたのが白神山地と屋久島でした。あれから10年たったのに自然が豊かだというのに日本からは世界自然遺産に登録されない。やはりもっと推薦すべきだろうということで、合同で検討会をつくったんです。この中で19カ所出て、それから3カ所に絞られてきた。絞られてきた中で一番学術的に優れて自然度が高いのは琉球諸島ですよ。ただし、保護措置は一番琉球諸島がおくれている。保護される保護担保がない。保護されていない大きな理由は何かというと、1つは北部訓練場がある。これは日本の法律で保護できない。もう一つは海を埋め立てたり、山を切り崩したり、林道をつくったり、伐採したり、ダムをつくったりして、ヤンバルの貴重な山を壊している。保護をしようとするところがない。それに対して知床なんかは、知床半島の膨大なところが1960年代に企業に渡ったんです。それを斜里町長がぜひ自然を守るためということで1977年から1997年まで20年間にわたって、大企業に渡った土地を買い戻すナショナル・トラスト運動というのをやりました。20年で5万人の会員ができて、5億円集まりました。この5億円で大企業に渡っていた知床半島の土地を買って、保護しようということでやったから、あれは世界自然遺産になったんです。世界自然遺産になって保護するんじゃないんですよ。国の法律で保護するという担保がない限り、世界自然遺産にはなれません。そういう意味では逆転しては困ると。世界自然遺産にしたら保護できるんじゃないかではなくて、保護をきちっとできますよという保証があれば世界自然遺産に登録されるんですよということです。

○前田政明委員 先ほどありました、宇嘉川沿いから最も貴重なところに進入路がつくられて、極めて世界自然遺産の貴重な心臓部にヘリパッドをつくると。まさに最も大事なところに風穴をあけるといふ指摘も随分やられているのですが、そういう極めて貴重な状況のもとに進入路が強行されて、いろいろな多様性の中で風穴をあけるとなってしまうと、皆さんもそんな理解でしょうか。

○桜井国俊補助者 今御指摘のとおりだと思いますが、最大の問題は、今伊波さんが説明されたように大変すばらしい自然があると。その自然の中でこういう基地、ヘリパッドをつくるということはどういうことなのかということでは、沖縄県には環境影響評価審査会というのがあるわけです。那覇防衛施設局一現沖縄防衛局は先ほど説明させていただきましたように、これを県の環境影響評価条例に基づいていわゆる自主的に環境アセスメントを行うんだということな

んです。ですから県ではこの継続環境調査検討書を受け取って、環境影響評価審査会で審査をしております。その審査の際には先ほど申し上げましたように、ヘリパッドをどこにつくるのかも明らかにされておりました。今前田委員が御指摘された歩行路も明らかにされていなかったわけです。ですからせっかく県の環境影響評価審査会が開かれて、ここでこの事業によってどういう影響が生ずるのか、こういう観点に配慮しながら調べなさいということを環境影響評価審査会では言うわけですが、その時点ではヘリパッドがどこにあるのかも歩行路がどこにあるのかも、そういう事業内容が全く明らかでない。そういう段階で意見を聞いているわけです。その後意見は聞かれていないわけですから、これは先ほど申し上げましたように後出しじゃんけんですので、条例でも法律でもこういう場合にはもう一度環境影響評価方法書に戻ってやると。県の皆さんでチェックをする、県がせっかく置いている環境影響評価審査会のしかるべきチェックを経ないで前に行っているわけですので、方法的、原理的に瑕疵があるということを重視すべきだと思います。

○前田政明委員 私も今言われている環境影響評価審査会の意見などを少し読ませていただきましたが、本当に貴重な地域の配慮事項として、自主アセスメントと言いながら、本来環境アセスメント法の趣旨そのものを踏みにじって、とにかく強行するという形で、ヘリパッドとヘリポートとの違いとか、本当に理屈だなど、拡大解釈をして、本来ならば格納庫があるとかじゃなくて、やはり大きな影響を与えるわけですから、当然県の環境影響評価条例の対象にして、私は正式に環境アセスメントの手続をとるべきものではなかったのかなと思っていますが、そのこのところはどうなのでしょう。

○桜井国俊補助者 私もこれは県の環境影響評価条例に基づいて、滑走路が30メートル以上のヘリポートは沖縄県環境影響評価条例対象となると言っているわけなんです。このヘリパッドは直径70メートルあります。環境へのインパクトからすると、当然沖縄県環境影響評価条例の対象とすべきなのですが、県は格納庫があるのがヘリポートだと。これはないのでヘリポートではないと。そもそも環境影響評価法や沖縄県環境影響評価条例は何のためにつくられたかと言えば、環境に対する影響の大きい事業は環境アセスメントの対象としようということですので、法の精神に戻ればこれは当然対象とすべきであったということで、私は県の言い方は通らないと思いますが、ただ繰り返しになりますが、当時の那覇防衛施設局は自主アセスメントでやると言ったわけですから、そして県も環境影響評価審査会を開いていわゆる環境影響評価方法書をチェックし

たわけですが、そのチェックの時点では事業内容が一切明らかになっていなかった。それではチェックできないではないかということで、自主アセスメントと呼ばれるものは環境アセスメントではないと。こういう形でこれだけ貴重な環境であるにもかかわらず、そして県のしかるべきチェック機関のチェックを十分に受けない形で前に進んでいるというのはゆゆしき事態であると考えます。

○前田政明委員 極めて貴重な動植物が生息する、世界でも極めて失ってはならない地域だということで理解します。それでこの資料の中でリュウキュウヤマガメとかいろいろな貴重な植物の中で奇形が起こっている報道もされていますが、私どもは玉城長正さんなどの案内で林道をまわってきましたが、いずれにしても水がめであるということで、こういう極めて大変な状況が起こっているということで、安次嶺参考人、皆さんが反対運動をされている原点を踏まえて、皆さんが住んでいる地域の、国際的に見ても失ってはならない貴重な地域だというお話を聞きましたが、現場に住まわれて約1年余り頑張っている状況の中で、感想や思いを伝えてくれませんか。

○安次嶺現達参考人 座り込みをして1年になりますが、本当に厳しい状態で、仕事にも影響が出たりいろいろな面で大変なのですが、これから住んでいく環境のために、自分たちの生活のためにつくってもらいたくないというのが気持ちなんです。きょう来ている委員の皆さんもぜひ現場に来てぜひ見てもらって、小さい部落が6カ所の基地に取り囲まれると、いろいろな動植物を含めて人間が住めるかといったら本当に多分人が住めなくなるんじゃないだろうか。その辺をもっと考えてもらって、住民の気持ちも聞いて、その辺は皆さんで考えてもらってやっていただきたいと思います。

○前田政明委員 私も現場に行って、安次嶺さんの山のほうに、あそこに沢があって、自給自足で全部建てられて、あの辺を探して買われたと、その辺の思い、こんなはずじゃなかったという前提で、その辺を含めて御説明できませんか。僕はあの話を聞いて非常に、感動というか思いが伝わったものですから、皆さんにわかるようにお願いします。

○安次嶺現達参考人 個人的なことなんです。東村高江に引っ越して5年になるのですが、来る前には嘉手納町で生活していて、やっぱり嘉手納町も騒音がうるさくて、将来的に子供を育てるのであれば自然の中の環境で伸び伸びと

育てないといけないなということで今のヤンバルに越してきたんですが、来てちょっとしたらまたヘリパッドの問題が持ち上がって、もう逃げることもできないと、どこへ行っても沖縄じゅう基地だらけになっておかしいなということで、高江区の住民何人かでやっぱりこれは反対しようということで、今現在もいろいろな人の手を借りて、この反対運動をしているのですが、こんなすばらしいヤンバルの森を、やっぱり子供たちや未来に残したいなという気持ちもあって、今の運動を頑張っています。

○前田政明委員 共産党県議団は新しい東村長に会ったんですよ。それであなたは選挙公約で、ヘリパッド建設反対と言っていたのではないかと言ったら、はいそうでしたと。ではそれをどうして変えたのかというと、いろいろな事情があって後でいろいろ先輩方から聞いて勉強してやむを得ないことになってしまいましたということで、申しわけないと言っていたのですが、東村長選挙でヘリパッド建設反対と言わざるを得なかったという、そこは政治家としても選挙の中で出てきた公約は何だったかと言えば、村長はヘリパッド建設反対だったと。その後その方が公約を投げ捨てたと。しかし選挙の時にはヘリパッド建設反対というのは極めて大事だと思うのですが、皆さんとしては東村長が公約として掲げていたものを裏切ったという面についてはどんな意見ですか。

○伊佐真次参考人 東村長は選挙前に、我々のヘリパッドに関係する勉強会や学習会などに桜井先生にも来ていただいて、何度か村長自身が来て、実際にみずから学んで、やはりこれは反対しなければいけないなという素直な気持ちだったと思うんです。この豊かな自然を守って、エコツーリズムをどんどん発展させていこうという東村長の考えでした。ですから私たちもそれならこの東村長はいけるのではないかという気持ちもあったのですが、ところが当選して間もなく、やはり国の大きな力があつたのか何かその辺ははっきりわかりませんが、これを覆さなければならないということになったのですが、その後何度も会いましたがやはり済まなかった、素直に謝りますという東村長の言葉です。非常に苦しい立場に立たされているのではないかなという気持ちもあります。貧しいというか小さな村ですので、そんなに予算もないから仕方がないんだよというような言葉も返ってきましたが、やはりそうではなくてあらゆる振興策の話もありますが、それはそれとして、振興していくものは、貧しい村につくっていくものは別枠でつくっていくって、どうしてこれは軍事基地と引きかえじゃなくちゃいけないのかということですね。必要なものは県なり国なりがもっとお金を出してあげてやっていただきたいと思っております。

○前田政明委員 最後に、東村高江区は現在もなお反対ということですよ。

○伊佐真次参考人 そうです。1999年と2006年の2回、高江区民総会を開いています。2回とも全会一致でヘリパッド建設に関して反対しようということ、その後も高江区長はあらゆる集会で反対の意思は変わらない、それは撤回しないということで強い意志をもっています。

○前田政明委員 1年を超えて、国際的な自然保護団体を初め、皆さん本当に大変だと思うのですが、今後の決意や抱負、ぜひつぶしたいということ踏まえて、今の運動の広がりとか状況についてお聞きして私の質疑は終わります。

○安次嶺現達参考人 ぜひ委員の皆さんに検討してもらって、このヘリパッドの建設を中止してもらいたいと思います。部落の人は今現在も騒音に悩まされて苦しんでいる状態なので、その辺の気持ちを聞けば住民も安心すると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今、昼夜を問わずまだ訓練が行われていると。それによって被害をこうむっているというお話がありました。騒音の被害については伺いましたが、それ以外にこういった被害があるのか、具体的な状況があればお聞かせください。

○伊佐真次参考人 先ほど映像にもありましたが夜間の訓練はもちろん、墜落というのが最近では1999年に宇嘉川近辺の海上に落ちて、確か乗組員4人全員死亡ということもありました。それから東村平良の村営グラウンドに計器の故障か何かで不時着をしたりしています。それから先ほどもあった、結構な重量のあるコンクリートをつり下げて旋回していく。万が一あれが落ちたらどうなるんだろうという、見てわかるように基地を外れて飛んだりしていますので、大変危険なことだと思います。以前は読谷村あたりでも車を積んだのが落ちていますよね。ああいうことがヤンバルでもあるのではないかなというすごい恐怖感があります。あとは発砲音ですね。ああいうヤンバルですから姿は見えませんが機関銃の音や、それから兵隊がわーっと叫んだりするのが夜中時々聞こ

えたりということもありますし、基地の外に出てきて畑を踏み荒らす。資料の右側の2つがN-1地区の予定地ですが、そのすぐ下の緑のところは畑です。北部訓練場はフェンスがありませんので、米兵が間違えて出てきたりすることもあり、畑に出てきて踏み荒らして行ってそこで銃撃戦の訓練をしたりということも過去にありました。

○山内末子委員　今はまだ集落地よりは遠いですが、それが今回さらに集落地を囲むように近くなって、そうなるとその不安はもっとさらに拡大するだろうというのが大きいわけですが、その辺を少しお願いします。

○伊佐真次参考人　写真でもわかりますとおり、集落はこの黄色いところで囲まれているのですが、その近くにはパインアップル畑やさとうきび畑があるんです。集落と畑を往復したりするわけですが、もちろん住宅の周辺も飛んだりしますが、年寄りの農家の方に聞くと、余り夜遅くまで仕事をしたくないし、兵隊が出てきたら怖いねという話も過去にはあったわけですが、それがこのH地区、N-1地区にできるとそれこそ畑の近くということで、その辺も兵隊が出てくる恐怖感があるという話は聞いています。

○渡嘉敷喜代子委員長　ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員　桜井補助者に御意見を伺いたいのですが、原理的には法律でいくと環境アセスメントはないと。私も同感ですが、そもそも日米安全保障条約とか日米地位協定が国内法より上位にあるということを見ると、また同時に米軍の運用等が日本政府のコントロールの外にあるということを見ると、そもそもそういう米軍基地をつくることに、日本の国内法を適用すること自体が、非常に制度的に難しい面が出てくるのではないかと当然思われるわけですね。運用のことについては我が方は知らない、これはアメリカがやることだということは日米安全保障条約や日米地位協定の中で、制度として規定されているわけでありまして、そういう現状の中で我が方が、国内法である環境アセスメント法を厳格に適用せよということ自体が、制度のあり方としてそもそも矛盾があるのではないかと思うんですね。これは名護市辺野古でもそうですし東村高江区でもそうだと考えた場合、現在の諸関係はどう整理されるのか、その辺考えたことがあれば教えていただきたいです。

○桜井国俊補助者 今回の御質疑につきましては、私の配付させていただきました資料の5ページに、これは単なるヘリパッドをつくるということではなくて軍事基地なわけですね。5ページのところに、事業内容が明らかにされない軍事基地建設事業ということで1、2という形で書いておきましたが、基地を建設するのは日本国政府である。それを使用するのは米軍であるという形で、通常の事業とは根本的にここが違うわけなんです。今御指摘のように日米安全保障条約あるいは日米地位協定という国内法より上位にあると言われているものがこういう状況を規定しているわけです。ですから環境アセスメントの専門家という立場に立ちますと、5ページの上のほうのスライドの(3)に書いてある、建設後の施設の存在と施設の共用、運用、どういうふうにするのかということ、この環境アセスメントを行うものが明らかにできない場合、これは環境アセスメントになり得ないんですね。ですからこれが環境アセスメントだということは自己矛盾であると。環境アセスメントをしたという形で免罪符にする、それは許されないというのが1点です。あと1点は、片方でアメリカは自分たちが国外で展開する事業であってもアメリカが行う事業が環境に影響を及ぼす場合には、国家環境政策法、NEPAと言いますが、1970年1月1日から施行された世界で最初の環境アセスメント法でございますが、この環境アセスメント法はアメリカが国外で行う行為であっても、環境に配慮することを求めているところがあります。さらには国家歴史保存法という形で、アメリカが行う行為で、国外でアメリカ国内の国家歴史保存法の保存対象になる、日本で言えば天然記念物に当たるものを、アメリカの国内では国家歴史保存法が守っていると。それと同じものに関してはアメリカの国内法が適用されて、米軍が例えば名護市辺野古で使う場合に、それがジュゴンにどういった影響を与えるのかというジュゴン訴訟が成り立っているというところがあって、このような二国間にまたがる、しかも軍事基地の問題の場合には、日本の法律が及ばない部分に関してはアメリカの法律も援用しながら守るべき人々の生活あるいは自然を守っていかなければならないと、そういう非常に特殊なケースであると、環境アセスメントの立場からは考えております。

○玉城義和委員 日本の環境アセスメント法というのは例えば米軍基地などのような、日本政府の権限の及ばないというようなことは、我が国の法律自体想定されているのですか。

○桜井国俊補助者 環境アセスメント法の制定の議論の段階、国会の審議の議事録等を見ましても、そういうことは想定外と考えてよろしいかと思えます。

○玉城義和委員 今度の県議会に、桜井補助者なんかも一緒にやられている審議会から出されていると思いますが、条例が出ていて、この条例が実際には米軍の基地を対象にしていけないということから、CO₂などの規制で私も沖縄県の条例をつくるものとしては非常に効果が疑問視されるのではないかということをおっしゃっているわけですが、しかしながら日米安全保障条約や日米地位協定で保護されているアメリカ軍を、沖縄県の条例で縛るのは制度的に無理があるという話になっているわけですね。同じことがありまして、現にある米軍基地から排出されるCO₂は莫大なものになるにもかかわらず、それを除外して条例を決めていくことについて、ほとんどこれは片手落ちというか抜けていると思うんですね。同じ意味で、おっしゃるように環境アセスメント法が米軍基地のような治外法権的な事業を想定していないのであれば、そもそも国内の法律の適用だけでやろうというのは限界があるということで、桜井補助者がおっしゃったような米国の諸法律をきちっと絡め合わせてやっていくべきだと思うんですね。その辺の理論構築というか、国内にこの際こういうものを引用しながら、きちっと法体系を示していく必要があるのではないかと思うんですね。

○桜井国俊補助者 今玉城委員の御指摘の点は、米軍基地内にはJEGSという彼らが守っているという基準があるんですね。今の日米安全保障条約あるいは日米地位協定を前提とする限りは、沖縄県が決める条例は彼らのところには及ばないと。彼らは彼らでJEGSでやっていると。私は日米地位協定そのものを改定する必要があると思いますが、ただあと1つあると思うのはその境目のところで、彼らはJEGSを守っていると言うのですが、どう守っているかということをお知らせを求めると言うことはできると思うんです。求めると言っても向こうが応じるかどうかは別ですが、これは1973年合意という日米両国政府が合意した、基地の中でわけのわからないことを彼らがやって、それは県なり地元の市町村が、これは県民、市町村の命と暮らしを守る観点から黙っていられないというときに、何をしたんだと説明を求め、あるいは立入調査を求めるとは、現地司令官に直接求めることができるという、1973年合意があります。こういう合意があるということを沖縄県民が知ったのは2003年で、30年間こういう合意があることを知らされなかったわけですが、この合意に基づいて何かあるたびに我々は立ち入りをさせると、それをこちらにも向こうも記録するという形で、ぎりぎりのところは、例えば彼らにJEGSを守らせるためにもそういうことはあると思うんです。私はこの件に関しましては日米地位

協定そのものがおかしいと思いますが、それと同時に彼らが守っているという J E G S をきちんと守っているかどうかを我々は確認するという作業を積み重ねていくべきで、30年間も放置して我々にそれを知らせなかった日本政府は本当にけしからんと思うんですね。そのあたり日本政府は日米地位協定の運用の改善と言うのですが、具体的な運用の改善を私は迫るべきだと思います。この時代、情報提供をきちんと米軍に求めると、これは現在の日米地位協定のもとでもできないはずはないんですね。そのあたりを積み重ねていけば、私は今の日米地位協定を少しずつ風穴をあけていくことができるのではないかと思います。

○玉城義和委員 さっきの条例は沖縄県生活環境保全条例という、桜井補助者等も入って、審議会で出したものだと思うんですが、結局米軍基地をどうするかということによって前議会は継続審議になったんですね。我々としては米軍基地の規制をぜひ入れてほしいと。ところが沖縄県の考え方としては、なかなか国内法の限界があって、米軍基地の規制については県の条例では無理だと。しかしそうすると今度は条例の本来の趣旨が生かされない。抜け穴だらけになるということがあるんだろうと思うんです。その辺のところは全く同じ矛盾で、違うように見えるんですが、国内法を超越した法律があることによってこういうことが起こってくると。たまたま名護市辺野古の基地問題で外務省に行きましたら、外務省の日米地位協定室長にお目にかかって、最後に別れるときにちょっと聞いたら、例えば沖縄県が現在出している日米地位協定の改定は、日米安全保障条約の改定なしにできると思うかと聞いたら、できませんと言うんですね。つまり今の沖縄県が出しているかなり基本的な日米地位協定の改定は、当然日米安全保障条約に抵触するんでね、これを実現するためには日米安全保障条約の改定が必要だと日米地位協定室長がはっきり言っているんです。私もそう思うんです。だから外務省はこれにほとんどさわらないと。これにさわると一大事になる、本条約にまで手をつけざるを得ないというのが外務省の基本的な考え方なんですね。だから沖縄県はそうではないと言っていますが、そういう意味で今度の問題で基地問題と同時に環境アセスメントの問題は3回か4回か絡んでいて、決して日米地位協定だけの問題ではないような、総合的なものを包括しているので、ぜひ桜井補助者のところでもそういうところの解明というか、わかりやすい論理建てをぜひ県民に提示してもらいたいと思います。

○桜井国俊補助者 私は玉城委員のおっしゃるとおりだと思ひまして、根本的には日米地位協定の改定というのは日米安全保障条約の改定にさかのぼらざる

を得ないと思うんですが、そうなりますと常に日米地位協定の運用の改善という議論にすりかえられるわけですので、私はオール・オア・ナッシングではなく、日米安全保障条約の改定並びに日米地位協定の改定を求めながらも、実際の運用の改善というところで、こういう運用の改善ができるのではないかという個別具体的な議論に移っていかない限り、いつもオール・オア・ナッシングで我々ははぐらかされてしまうと考えますので、その両面で私どももしっかりと勉強していきたいと思っておりますが、両面で攻めていくことを考えるべきだと思います。

○玉城義和委員 最後に、石原さん、それから阿部さん、せっかく御出席ですから一言ずつ現在の思いを吐露していただきたいと思っております。

○石原理絵補助者 私は東村高江に住んでいるのですが、私も安次嶺さんのように子供が4人おまして、やはり田舎で伸び伸びと子供を育てたいと思まして東村高江に越してまいりました。森と川と天の川が毎日見えるような美しい空がある、とてもすばらしいところです。子供たちも伸び伸び育っていますが、引っ越ししてすぐにヘリパッドの問題が始まりました。私は越すまでこのような問題にきちっとかかわったことが全くなかったのですが、日本じゅうどこでもこのような矛盾がたくさんあって、ただ本当に普通に静かに暮らしたいだけなのに、なぜそれが許されないのか。本当に当たり前のことを言っていると思うんです。隣の家に大きな犬が野放しにされていたら文句を言うのと同じように、自分たちの住んでいる空の上に大きなヘリコプターが飛ぶという話があったら、苦情を言うのが当然だと思いますし、それを言う権利もありますし、それを言うことによって非常識だと言われる筋合いも全くないと思います。国の事情やいろいろな事情があると説明をされても、私たちの暮らしがそのことで破壊されるいわれは全くございません。反対をし続けるということはそれだけで物すごくエネルギーがいることだということは、私は全く知らなかったのですが、家のことをしながら子供たちにも迷惑をかけながら、多分子供たちもそれを見て何かを学んでくれると思ってやっております。委員の先生方にもお子様やお孫さんがいらっしゃると思います。沖縄の100年後をみんなで考えて、沖縄全体のことを考えていただきたいと思っております。

○阿部小涼補助者 私自身は宜野湾市に住んでいまして、宜野湾市普天間に住んでいたこともあったのですが、基地の騒音被害や恐怖、あるいは大学で教えている者として沖縄国際大学にヘリコプターが墜落した、その後学生たちが負

った心の傷であるとか、自分たちが伸び伸びと暮らし教育を受けるべき環境の中に基地が埋め込まれているということの、非常に深くてゆるがせにできない問題をずっと考え続けているところです。東村高江で座り込みのお手伝いをさせていただいて感じることは、私たちがつくってほしくないといって頑張っていることもそうですが、日々作業にいらっしゃる業者の方や、去年は警備員が沖縄防衛局のほうから雇われていたのですが、そういった方と現場で対面して接するたびに、お互いに生活があるのだから仕方がないところはあるのだという会話をせざるを得ないんですね。どうして日本政府はこういう形で最も弱い人たちどうしを沖縄の中で争わせるようなことを結局しむけていくのかと。例えば名護市辺野古の問題も同じだと思うんですが、政府の人が現場に来るわけでもないし、高見に立ったところから弱い者同士がけんかをしないといけないような、そこまで追い込むような形がSACO以降の10年以上、沖縄で起こっていることではないかと思えます。名護市辺野古もそうですが、東村高江もそういうことの一つの縮図としてあると感じています。私は大学で現代史あるいはマイノリティーの文化や思想、政治を学生に対して日々教えている人間ですが、先ほど伊波さんのほうから世界自然遺産の話がありましたが、沖縄がこれから将来の子供たちの世代に渡していくべき遺産というのは、もちろん誇るべき自然の遺産もあるけれども、それと同時に歴史というのも一つの遺産であると思えます。例えば沖縄戦の体験というのは非常に大きな問題として、多くの人たちが語り継いでいこうとおっしゃっているところですが、例えばこういった局面で国に対してでもきちんと対峙すべきところは対峙して、沖縄の守るべきところは県民の財産として守るということをきちんと示すような姿勢を、大人たちが歴史的に沖縄県では積み上げてきたのだ。例えばそれは国頭村安波や安田のハリアーパッド建設あるいは実弾演習を、村ぐるみの阻止行動でとめた歴史であるとか、そういったことを一つの誇れる歴史的な遺産として、大人としてこれからの世代の子供たちに示していくのもとても重要なことだと考えています。そういう思いを持ちながら、東村高江の皆さんの座り込みに私も協力させていただいています。きょう具体的、科学的な根拠やお話が桜井さん、伊波さんのほうからありましたが、国と国が取り決めたことだから仕方がないとは言わず、大事なものは自分たちが守るのだという姿勢を見せることが将来の子供たちを豊かに育てるチャンスであるということ、ぜひ与野党両方の委員の皆さんの立場でじっくり考えていただきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、安次嶺現達参考人及び伊佐真次参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

安次嶺現達参考人、伊佐真次参考人、補助者の伊波義安さん、桜井国俊さん、阿部小涼さん、石原理絵さんありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午後 5 時 5 分

(休憩中に、参考人等退室)

再開 午後 5 時 10 分

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故についてを議題とすることにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、直ちに審査を行うことといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、協議した結果、議題とし、直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関

係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故についてを議題とし、直ちに審査を行うことにつきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員着席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故についてを議題といたします。

本日の説明員として知事公室長及び文化環境部環境企画統括監の出席を求めています。

まず初めに、米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております、米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故について、県の対応を御説明いたします。

去る8月2日午前、外務省から米原子力潜水艦ヒューストンがハワイで行われている定期点検中、微量の放射能を含む冷却水が一部しみ出していることが確認された旨連絡がありました。

次いで、8月7日午後、外務省を通じ、本事案について米側調査に基づく情報提供があり、2年間の長期にわたり冷却水が漏れ続けていたこと、ホワイトビーチを含む各寄港地で漏れたと推定される放射性物質の放出量について発表がありました。

政府によりますと、今回の放射能を含む冷却水の漏えいについては、微量であり人体や周辺環境を危険にさらすものではないとのことでありますが、例え微量であっても放射能の漏えいは、県民に大きな不安を抱かせるものでありま

す。

県は、日米両政府に対して、本事案の原因究明と再発防止策を速やかに公表するとともに、すべての原子力艦の点検及び安全性の確保に努めていただくよう強く申し入れたところであります。

また、今回、冷却水漏れを起こした原子力潜水艦ヒューストンについては、その原因が明らかになり、安全が確保されない限り、本県への寄港はすべきでないと考えております。

なお、県としては、今後とも国と協力して原子力潜水艦の寄港時に放射能調査を行い、安全性の確認に努力してまいりたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 うるま市議会も決議をされて、要請されていると思いますが、地元では208人の漁民がモズクを生産していると。10億円の生産高を誇っているということで、このままの状況を放置するとこれは大変な被害を受けかねない事態だと思うんですよね。そういう面ではヒューストンに対する寄港拒否というのは私どもも一定評価をしますが、その前に事実解明、なぜそうなったのかと。バルブを閉め忘れたとかいうことを2年間も放置されているという状況になっているわけで、そういう事態の認識について再度お聞きしたいと思います。

○上原昭知事公室長 現在事実について究明、再発防止策を行うようにすることを今求めているわけでございまして、現段階においてどのような状況でどのような事故になっているのか、その辺については今承知しておりません。

○前田政明委員 原子力潜水艦や原子力空母などが安全だというのはまさに神話で、前にアメリカの艦長が原子炉のデータを捏造してクビになるという事態がアメリカ本国の中で起こっているわけで、こここのところをもう一歩、原子力

潜水艦については寄港すべきでないと思切すべきだと思んですけど、皆さんがそこが踏み切れないのは日米安全保障条約云々があると言っても、ここはこれだけの事態がある中で毅然とする意味では、僕は非常に大事じゃないかなと。ヒューストンだけじゃなく、少なくとも事実関係や原因を含めて解明できないまでは、一切の原子力潜水艦の寄港は認められないと言明することが、モズクの生産者を含めて、対外的にも県の明確な姿勢、モズクの生産者の皆さんの立場に立った対応じゃないですか。そこが早急に意思表示が求められていると思うんですが。

○上原昭知事公室長 県としては日米安全保障体制を認める立場から、原子力潜水艦の寄港については政府の方針に基づき寄港を容認する立場なのですが、日米両政府においては、原子力潜水艦の安全性の確保について万全を期していただきたいと考えているところでございます。

○前田政明委員 もう26回になっていますよね。私ども外務省とお話ししたときに、神奈川県横須賀の原子力空母の接岸のためのしゅんせつ工事が原因ではないと。アメリカの世界戦略上の問題としてじゃないかということは否定しませんでした。もう26回ですよ。去年を超えているわけでしょう。この事態に対しては県はどう認識しているのですか。

○上原昭知事公室長 今おっしゃるとおり確かに去年に比べて2倍近い形でふえ続けているものですから、それはやはり多すぎるのではないかと。現在その理由を外務省を通じて照会しているところでありますし、また寄港を減らすよう、その辺も含めて今外務省に求めているところであります。

○前田政明委員 僕も長年原水爆禁止運動にかかわってきた者なのですが、県庁周辺の25年に至る核トマホーク昼休みデモで提唱してやってきましたが、その関係から言うと、これはロサンゼルス級の攻撃型原子力潜水艦なんですね。これは核搭載可能の証明をもらっている、要するに核爆弾を搭載している認証付きの艦船がヒューストンなんです。ヒロシマ型の何百倍という核爆弾が搭載されているということ、アメリカ政府が公式に認めている戦艦なんですよ。これを核、非核両用のトマホークがあるにしても、一々核弾頭を日本に寄港するためにおろして寄港するものではないと。通過の密約というか後で明らかになった中で、寄港して行く分については日米両政府において核密約があったというのが国会でも追及されていますが、私が言いたいことは、冷却水がただ漏

れたということだけじゃなくて、核攻撃型原子力潜水艦、核兵器を搭載していると思われる艦船がもう26回も来ていると。これは米軍再編という絡みから見ると、沖縄の基地が陸上だけじゃなく核戦略上も極めて重要な位置づけになっていると推測するのが普通だと思いますが、そのこのところはどういう認識ですか。

○上原昭知事公室長 先ほども申しあげましたように、増加の理由について今明らかにされていないものですから、引き続きその辺を明らかにしていく必要があるかと思いますが、新聞報道によりますと先ほど委員からありましたように、神奈川県横須賀のしゅんせつの話等も報道でなされています。その具体的な理由が明らかにならない中で、沖縄の基地が再編の結果、拠点になるかどうかについての考えを表明することは、まだ早急で、差し控える必要があると思っております。

○前田政明委員 ロサンゼルス級の攻撃型原子力潜水艦というのは、どういう機能を持った潜水艦ですか。

○上原昭知事公室長 核を搭載しているかどうかは別として、ミサイルを発射できる機能を持った潜水艦だと認識しております。

○前田政明委員 私は改めて米軍再編というのが、古くなった基地を新しく我々の税金で強化するだけじゃなくて、アメリカの世界戦略はフロムザシーですよ。原子力潜水艦からミサイルを発射して、敵を攻撃するという意味で、原子力潜水艦が非常に重要な戦略上の位置づけになっています。それから沖縄市泡瀬を含めて通信基地ですよ。核の目と。そういう意味で核戦争が起こったらまず第一撃的に攻撃されることになるわけですよ。日本や沖縄を守るどころか、アメリカの世界戦略の重大な基地に強化されているということは、私は非常に重視すべきではないかと。そういう面で原子力潜水艦の寄港はやめるべきだという立場に、県がもっと毅然として立っていただきたい。ただヒューстонについては寄港を拒否するということについては、それはそれで最小限のことだと思いますが、もう少し事態が深刻にならないように早い時期に次のステップに、原子力潜水艦の全面寄港はやめるべきだという立場に立つことを強く述べて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 1つは、人体に影響がないということで報告があるのですが、乗組員の皆さんの健康状態はどうなのか聞いていますか。もう一つは、先ほど委員の質疑でも出ていました漁業協同組合ですが、モズクや魚に影響が出る可能性があると思うのですが、うるま市議会から陳情も出ていますが、組合関係からそういった話し合いがあったのか、また実態調査をしに行かれたのか。

○上原昭知事公室長 まず乗組員に影響があるかどうかについては、照会もしておりませんし承知しておりません。2番目の漁業協同組合への影響ということですが、この間何百回と原子力潜水艦は寄港しているわけですが、その都度調査を実施しておりまして、寄港時において平常時を超えるレベルの数値が出たことはございませんので、いろいろな意味での影響はないのではないかと考えております。

○中川京貴委員 過去に久米島だったか、鳥島で劣化ウラン弾とかがあったときに、実際に久米島の魚が売れないとか、人体に影響はないという数字が出たのですが、しかしながらマスコミ報道で魚が売れなくて困ったという経緯があるんですよ。そういった意味ではぜひ漁業協同組合と調査をして、本当に直接組合には被害がないのか、またモズクに影響はないのかという調査をする必要があると思うんですが、県としてはどう考えていますか。

○友利弘一環境企画統括監 海洋生物の調査という観点になるかと思いますが、文部科学省が毎年四半期ごとに金武、中城港で魚類、ナマコ、海草類、イカ、タコ、貝類の放射能調査をしておりますが、その結果については検出されないか、もしくは一般環境レベルであると。一方、県におきましても47都道府県で実施されている環境放射能水準調査というのがあるのですが、文部科学省の委託を受けまして衛生環境研究所で、金武、中城湾から採取いたしました海水、海底土、それからうるま市から採取しましたグルクンの放射性物質の分析を行っていますが、これまでの調査結果においては一般環境レベルとなっているということが出ております。

○中川京貴委員 実際に放射能漏れがあったということは重大な問題だと思います。人体に影響あるなしにかかわらずです。これについては議会は議会として取り扱いをしっかりとやらなければいけないと思うのですが、今の答弁である

ならば、県としては人体に影響がないという魚であることをマスコミで発表する必要があります。そうしなければ魚を買いませんよ。ちょっとでも疑いがあれば中国の偽装問題から始まって、マンゴーの件も県産物といって県産物じゃなかったとか信用ができない状況の中で、県が責任を持って人体に影響がない、基準内であるというしっかりとした方向性でやらないと、僕は漁民は大変困るだろうと思います。この辺は取り扱いをしっかりとっていただきたい。また、放射能漏れについて議会は議会としての意思表示をしっかりとやります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 さきの6月議会のときに、皆さんは放射能漏れについて調査されているということでしたので、それを資料としてお願いしておりますが、それはできたのかどうか。それから今回ヒューストンには放射能漏れが2年にわたって公表されなかったということなのですが、その間沖縄には何回寄港したのかわかっているのかどうか。

○上原昭知事公室長 2年間で5回です。

○友利弘一環境企画統括監 平常時と寄港時に検査しているということで前にも御説明しましたが、平成17年から平成20年までの、モニタリングポスト4カ所における平常時の空間中の放射線量率なのですが、11から44ナノグレイ、それから平常時の海水中の放射線係数率は7から23cps、これはヒューストンの寄港が5回と知事公室長から答弁したのですが、5回分の調査結果としまして海軍棧橋と陸軍棧橋であるようでありまして、海軍棧橋のほうが空間が13から19ナノグレイ、海水については8から12cps、陸軍棧橋については空間が12から17ナノグレイパーアワー、海水については7から11cps、それと2つのモニタリングポストがうるま市平敷屋公民館と対策本部にあるのですが、こちらは空間だけの調査でありまして、まずうるま市平敷屋公民館の空間のほうが22から28ナノグレイパーアワー、それから対策本部のほうの空間が18から24ナノグレイパーアワーということで、平常時と寄港時を比べましても同様であるという結果でございます。

○新垣清涼委員 一回一回の数値は確かに問題ないかもしれませんが、5回も寄港していると、5回そこに放射されるわけですね。環境を専門にされてい

る先生に話を聞きますと、水に溶けてそれが数値にあらわれたときにはもうアウトなんだと。そこにすんでいる生物に蓄積されていくんだという説明をされていまして。先ほどもありましたがモズクについて、モズクが生育していく中において何回も何回も放射能の影響があった場合、本当に大丈夫なのかなという心配があるわけですね。文部科学省が年4回調査している数値でも本当に大丈夫なんですか。その数値はどうなっていますか。

○友利弘一環境企画統括監 先ほども御答弁しましたが、魚類やナマコ、海草類など海生生物中のコバルト60や亜鉛、セシウムなどの物質を調査してきているのですが、金武、中城港で採取された生物の放射能調査結果につきましては、検出されないかもしくは一般環境レベルであるということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 うるま市勝連沖で水揚げされた水産物は、今のところ食しても影響はないということですが、危惧されることは先ほどもあったモズクですね。モズクが人体に影響するかということもさることながら、今モズクは本土にも移出し、本土だけではなくて海外にも香港を中心として沖縄産のモズクということ出されている。そこら辺の影響は考えられますか。沖縄産のモズクを本土業者が引き取らないという影響は考えられますか。

○上原昭知事公室長 先ほど漁業協同組合や漁業協同組合連合会の方々の意見も聞くようにということで、その辺については農林水産部とも相談しながら情報の把握に努めたいと思っております。ただ一般論で申しわけないのですが、これまでの調査結果が魚そのものにも影響を与えていないし、海面や空間からの値についても正常であるということであるならば、うるま市勝連沖の水産物についてもやはり影響はないということは自信をもって言えるのではないかと思います。もう少し漁民の方の意見も聞きながら農林水産部とも協力して、風評被害が出ないような形での取り組みを検討したいと思っております。

○桑江朝千夫委員 風評被害を恐れているんですが、この冷却水漏れで確実にモズクの売れ行きにかかわると思うんです。県内は大丈夫としても県外移出をしている業者にその対策をとるかどうかですよ。以前かいわれ大根でもありましたが、あれの風評被害で恐ろしいことが起きて、そうではないんだというこ

とをあのころの農林水産大臣みずから食したり、あるいは牛肉に関しても時の農林水産大臣がマスコミの前で食したり、私が言いたいのは、そういった風評被害を最小限にとどめるだけではなくて、そういった対策等も県自体はとるべきではないかと考えているのですが、そういった対策を今後考えていきますか。

○上原昭知事公室長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、どのような形で取り組めばいいか、我々だけでなく農林水産部とも協力しながら対策を検討していきたいと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今回うるま市の一番最初、初回は、ヒューストンは沖合停泊25分間という発表でした。その後2年間にわたり5回寄港したと。その後に米軍のほうは2年間全く調査していなかったと。どんどん発表するたびに情報が変わっていった。その中で今おっしゃっていた漁民の皆さん、実はうるま市の漁民の皆さんたちは、一番最初の情報の中では25分間沖合のほうに停泊だけだったということで、風評被害につながらないようにこのことについてはなるべく穏便にしてくれとか、そういう声があったんですよ。ところがその後1週間たったら今度は5回にわたって寄港していたと。そういうことになってきますと漁民や地域住民の皆さんは一体何を信じていいのか。正確な情報が全く入ってこない。情報さえも米軍は正しい情報を提供していると言っていたにもかかわらず、2年間検査をしていなかったということも後から入ってくる。本当に情報が隠ぺいされているのではないとか、数字やコメントを聞いても何が正確なのかわからないのが地域の皆さんなんです。そういった意味で県としては情報収集の体系をもっと改善していく。迅速な情報をしっかりと把握していく。そして正確な情報を把握したら必ず敏速に県民に知らしめるということをしてぜひ具体的に定義づけてやっていただかなければ、こういう問題は原子力潜水艦が入ってくるたびに心配なんです。うるま市議会では原子力潜水艦が入ってくると、24時間ここに待機すれば必ず抗議をすると市議会で決まっているんですよ。その時間と労力、経済的なことを考えると、県として寄港についてはノーという声をしっかり上げていただきたいと、そこまで行くのですが、その辺の情報の取り方について今どのような考えを持っているのか。それと改善についてどのようなお考えを持っているのかお聞かせください。

○上原昭知事公室長 まず1点目の情報については、ヒューストンに関して現在外務省を通じてどのような事故状況なのか、原因、再発防止についてどのようにとるのかということは今申し入れているところでございます。外務省からも米国サイドにはそのように働きかけているということも伺っております。米国政府はこれに対して米軍側が速やかに調査を行って公表、連絡してくるということを期待しているわけでございます。それから寄港時の調査の情報については、文部科学省がきちんと調査をして県も一緒になって取り組んでおりますので、その辺の情報についても公表もしておりますので、その辺も今後とも引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○山内末子委員 期待をしているというとかではなく、積極的に働いていただきたいと思えます。もう米軍関係についてはすべて待ちの状況ですよ。もちろん日米地位協定の問題もありますが、これは命がかかっていますし、経済的な大きな問題もかかっています。そういう意味では今の待ちの姿勢では決して守れないのです。何かあってからでは遅いんですよ。原子力潜水艦は先ほど前田委員からもありましたように、ヒューストンについてはきょうの一前にも申し上げましたが、核攻撃については承知をしていないということでした。外務省に行っても承知をしていないということでしたが、専門家はもうそのことをしっかりと知っているんですよ。それについて承知をしていないのではなくて、そのことについてもぜひ早目に情報を収集して、どういう戦艦が実際に沖縄に入ってきているのかぐらいは知っていないと対処できないですよ。もっと攻撃的に県民を守る姿勢を持っていただきたいと思えます。見解をお願いします

○上原昭知事公室長 我々としても連絡を受けた時点ですぐ外務省にそのようなことがないように、先ほど申し上げましたような米側への原因究明等々も含めて申し入れていますので、これはやはり同じ考えでございますので、県としても国に対し強く求めていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 6月議会の一般質問で寄港が随分増加していて、反対していくべきじゃないかと知事公室長に質問させていただきました。同じように日米安保体制を認める立場から反対はできないと。しかし安全性に万全を期していくよう強く求めていくと言った矢先の事故だったわけですよ。そう求めていく

ことに限界を認めざるを得ない結果だと、今回の事件、事故については思うんですね。そういう意味で地元議会が全会一致で入港禁止を求める決議を持ってきた。地元議会が風評被害や漁業に与える影響をしっかりと議論してやってきているわけですよ、毎回毎回地元議会は。そういう地元議会を前にして、また去る県議会で言ったような回答です。日米安全保障条約を守る立場から認められないと。それができなかつたわけですから、地元議会も必要以上に騒いでいるわけではない。その不安がある。墜落や爆音の危険、目にする、耳にする不安ではないのですが放射能というものを抱えて、目に見えない不安をずっと持っているわけですよ。それを地元議会が全会一致で持ってきたものに対して同じような回答ではどうかなと私は思うんですね。そういう意味で今一度、寄港に反対する強い立場で県は当たって行っていくべきだと思うんですが、もう一度お願いします。

○上原昭知事公室長 うるま市議会のほうから我々も要請を受けておりまして、市民が感じる不安についての認識は同じでございます。寄港がふえているということに対しても、もっと寄港を減らすべきだと外務省に申し入れておりまして、先ほど沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の総会がございまして、その中で原子力潜水艦の寄港問題については強く政府に求めていくと総会の中でも議論して決まったところがありますので、要請の日時はまだ決まっておりませんが、8月になるか9月になるか微妙なところですが、その辺の要請をきちんとやっていきたいと思っております。

○照屋大河委員 強い姿勢で頑張ってください。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 いろいろ委員の皆さんから強い要請があるのですが、根本的にいろいろな事件、事故が起きて、直接外務省にお願いしてどうにかしてくださいというシステムですよ。すぐ隣に基地の各司令官なり偉い人たちがいるところで、今まで外務省から直接基地に強く言った例があるのかどうか。僕はほとんどないと見ているわけですよ。例えばつい最近も勉強会があつて、ある記者の話の聞かせていただいたのですが、イタリアあたりだと地方自治体があるまま地域の司令官に物を申したり抗議をすることができる。その記者はこの司令官に、沖縄というところはこれできないんですよと言ったときに、その

司令官はどうしてと言ったそうなんです。ということはどういうことか。沖縄県がウシエーられているとしか僕は思えないんですよ。どうしても外務省というワンクッションに行ってからしか抗議をするシステムしかつくられていない。今後県は、今皆さんが強く言え、強く言えと言うんだけど、最終的には外務省に強く言うということしかできないので、外務省は強く言えないわけですよ。今までそういうのばかりじゃないですか。今後県が直接言えるシステムをつくれぬの。僕はそんな感じがしてしょうがないんですよ。そういう抗議のシステム、仕方を今後つくっていかうとする意思があるのかどうなのか。

○上原昭知事公室長 事件、事故の対応によって、我々は例えば海兵隊が現地で起こした事件、事故等があれば現地の海兵隊の司令官に直接抗議や要請を行っております。今回は米本国で確認された事故が外務省を通じて連絡されてきたということで、これを現地海軍にそんな権限のある方はいないと思っておりますので、やはり外務省を通じて海軍のしかるべきところに要請、申し入れをするというのが得策かなとは思っております。ですから今後とも必要に応じて現地の司令官等にも必要があれば要請を行っていきたくと思っております。

○玉城満委員 忘れていましたが、防衛省とか要するに本土機関がワンクッションをおいてやっているというところが、僕はすごく感じられたものですから。

○上原昭知事公室長 渉外関係主要都道県知事連絡協議会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の場合もそうですが、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の場合で申し上げますと、東京都横田にある在日米軍司令官のところまで我々は出かけて、いろいろな要請があるものですから、在日米軍の代表の司令官のところにも行っておりますし、外務省、在日米国大使館、防衛省等々に直接申し入れを行っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、他の委員から各自治体は米軍の司令官等に直接要請を行っているので発言を訂正したほうがよいとの申し出あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

玉城満委員。

○玉城満委員 誤解をしておりました。訂正いたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

よって、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米海軍原子力潜水艦の原子炉冷却水漏れ事故について議員提出議案として、意見書及び抗議決議を提出するかどうかについて休憩中に御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書等の提出について協議を行った結果、風評被害、漁民やモズク生産者に与える影響などに配慮すべきとの意見があり、意見の一致を見なかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子